



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

東京都新宿区西新宿 6 丁目 2 4 番 1 号
株 式 会 社 ベ リ サ ー プ
代表者名 代表取締役社長 新堀 義之
(コード番号：3724 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 高橋 豊
(T E L 0 3 - 5 9 0 9 - 5 7 0 0)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。また、これに伴い、同日付で、平成28年6月22日開催予定の第15期 定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の異動につきましては、本日付の「役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、従来より経営の健全性・透明性及び業務執行の効率性を目的として、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、平成 27 年の会社法改正により新たに創設され、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する「監査等委員会設置会社」に移行することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れ、経営の健全性と効率性を、更に高めることができると考え、当該体制に移行することを、平成 28 年 6 月開催の定時株主総会にはかるものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月開催予定の当社定時株主総会において会社法上必要とされる定款変更に関する議案につき承認をいただき、当該株主総会の終結時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社定款の一部を変更するものであります。監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に関する規定の変更等、所定の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

定款の変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 22 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 22 日 (水)

以 上

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>15名以内を置く。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役7名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役、役付取締役および執行役員)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名のほか、取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 (新設)</p> <p>当社は、取締役の全員(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)が取締役会決議事項について書面又電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(代表取締役、役付取締役および執行役員)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から</u>取締役社長 1 名のほか、取締役会長 1 名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、取締役の全員(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)が取締役会決議事項について書面又電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 28 条 <u>当会社に監査役 4 名以内を置く。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 29 条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 <u>監査役会の運営について法令または本定款に別段の定めなき事項は、監査役会の決議によって定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の運営について法令または本定款に別段の定めなき事項は、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により監査役との間に、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その監査役と会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>

以 上